

# あなたの住民税は

## こうなります



問合せ 税務課

☎(43)1111 内線132、133、134

FAX(43)1125

平成23年度の住民税(市・県民税)の納税通知書を、今月上旬に該当するみなさんへ郵送します。

ここでは、その住民税のあらましと税額算出方法についてご紹介します。

### 住民税とは？

地域社会における行政サービスを提供するにあたり必要となる費用を、市民のみなさんから負担していただくというもので、市・県民税を合わせて住民税といえます。

### 幸手市に住民税を納める人

・平成23年1月1日現在、市内に住所を有し、前年収入があった人

### 住民税の内訳

・平成23年1月1日現在、市内に住所を有さないが、事務所、事業所または家屋敷を有し、前年収入があった人

税金を負担する能力のある人が均等の額を負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」から成り立っており、前年中の所得をもとに税額を決定します。

#### ▼均等割の額(年額)

・市民税：3000円

・県民税：1000円

#### ▼所得割の計算方法

(所得金額－所得控除額)×税率(10%)－調整控除＝税額控除

○所得／住民税は前年中の所得を基準として税額計算をしますが、所得は、収入金額から必要経費を差し引いたもので、給与所得(※表1参照)のほか、事業所得、不動産所得など10種類に分類されます。

○所得控除／配偶者や扶養親族の有無、病気や災害などによる出費があるかどうかなど、個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

医療費控除、社会保険料控除、扶養控除などがこれに該当します。

### 住民税が

#### 課税されない人

○所得割も均等割もかからない人

・前年中の収入が無かった人

・平成23年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

・平成23年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦、寡夫のいずれかに該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の人

○均等割のかからない人

・控除対象配偶者や扶養親族のいない人で前年の合計所得が28万円以下の人

・控除対象配偶者や扶養親族のいる人で前年の合計所得が28万円×(本人+扶養親族の数)+16万8千円以下の人

○所得割のかからない人

○調整控除／税源移譲に伴い生じる住民税の負担増を調整するための控除です。

○税額控除／配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除などです。

### 納税の方法

・控除対象配偶者や扶養親族のいない人で前年の合計所得が35万円以下の人

・控除対象配偶者や扶養親族のいる人で前年の合計所得が35万円×(本人+扶養親族の数)+32万円以下の人

○普通徴収／納税通知書が市から納税者(個人)に通知され、4回の納期に分けて直接個人が納付する方法です。

○特別徴収／給与支払者が、市から通知された税額を給与から差し引いて納税する方法で、給与所得者の住民税は、毎年6月から翌年の5月までの12回に分けて給与天引きされます。税額などの内容については、給与支払者を通じて給与所得者の皆さんへ通知します。

○公的年金からの特別徴収

年金支払者が、市から通知された税額を年金から差し引いて納税する方法です。

※左図公的年金からの特別徴収(天引き)制度の概要を参照。

# 住民税の計算例 <給与所得者の場合>

(5)

## ●家族構成

夫婦と子ども2人〈子どもは一般扶養1人(12歳)、特定扶養1人(18歳)〉

## ●内訳

- 給与収入金額…… 5,900,000円(夫)  
0円(妻)
- 社会保険料…… 265,500円
- 一般生命保険料…… 120,000円
- 医療費…… 180,000円



### ①給与所得金額 ※表1参照

(給与収入金額から給与所得控除を引いた額)…… 4,180,000円⇒A

### ②所得控除 …… 1,820,500円⇒B

|      |                    |
|------|--------------------|
| (内訳) | 社会保険料控除…… 265,500円 |
|      | 生命保険料控除…… 35,000円  |
|      | 医療費控除…… 80,000円    |
|      | 配偶者控除…… 330,000円   |
|      | 一般扶養控除…… 330,000円  |
|      | 特定扶養控除…… 450,000円  |
|      | 基礎控除…… 330,000円    |

### ③課税所得金額 (A-B) …… 2,359,000円⇒C

(千円未満切捨て)

### ④所得割額 課税所得金額C 税率

・県民税 2,359,000円×4% …… 94,300円⇒①  
(百円未満切捨て)

課税所得金額C 税率

・市民税 2,359,000円×6% …… 141,500円⇒②  
(百円未満切捨て)

### ⑤調整控除

- ・県民税 …… 1,000円⇒③
- ・市民税 …… 1,500円⇒④

### ⑥調整控除後の所得割額

① ③  
・県民税 94,300円 - 1,000円 …… 93,300円⇒A

② ④  
・市民税 141,500円 - 1,500円 …… 140,000円⇒B

### ⑦均等割額

- ・県民税 …… 1,000円⇒C
- ・市民税 …… 3,000円⇒D

### ⑧年税額

A C  
・県民税 93,300円 + 1,000円 …… 94,300円

B D  
・市民税 140,000円 + 3,000円 …… 143,000円

合計 237,300円

表1 給与所得金額の算出表

| 給与収入金額                | 給与所得金額                          |
|-----------------------|---------------------------------|
| ～ 650,999円            | 0円                              |
| 651,000円～1,618,999円   | 給与収入金額-650,000円                 |
| 1,619,000円～1,619,999円 | 969,000円                        |
| 1,620,000円～1,621,999円 | 970,000円                        |
| 1,622,000円～1,623,999円 | 972,000円                        |
| 1,624,000円～1,627,999円 | 974,000円                        |
| 1,628,000円～1,799,999円 | 給与収入金額÷4=B<br>B×2.4             |
| 1,800,000円～3,599,999円 | (千円未満の<br>端数切捨て) B×2.8-180,000円 |
| 3,600,000円～6,599,999円 | B×3.2-540,000円                  |
| 6,600,000円～9,999,999円 | 給与収入金額×0.9-1,200,000円           |
| 10,000,000円～          | 給与収入金額×0.95-1,700,000円          |

参考1 人的控除額一覧

| 種 類        | 住民税                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎控除       | 33万円                                                                                                          |
| 配偶者控除      | 33万円<br>38万円                                                                                                  |
| 扶養控除       | 一般 33万円<br>特定 45万円<br>老人(70歳以上) ※昭和16年1月1日以前生まれ 38万円<br>同居特別障害者加算 +23万円<br>同居老人・親族等加算 +7万円<br>同居特別障害者加算 +23万円 |
| 障害者控除      | 障害者(本人、配偶者、扶養親族) 26万円<br>特別障害者(本人、配偶者、扶養親族) 30万円                                                              |
| 寡婦控除(本人)   | 26万円                                                                                                          |
| 寡夫控除(本人)   | 26万円                                                                                                          |
| 勤労学生控除(本人) | 26万円                                                                                                          |

参考2 課税、非課税、税法上の扶養の目安(給与収入の場合)

| 給与収入額     | 住民税(市県民税) | 所得税   | 配偶者・扶養     |
|-----------|-----------|-------|------------|
| 平成22年中の収入 | 均等割       | 所得割   | (参考) 控除の対象 |
| 93万円以下    | かからない     |       |            |
| 93万円超     |           | かからない |            |
| 100万円以下   |           |       | かからない      |
| 100万円超    | かかる       |       | なれる        |
| 103万円以下   |           | かかる   |            |
| 103万円超    |           |       | かかる        |

※障害者、寡婦(夫)、未成年者は、合計所得(収入-必要経費)が125万円以下であれば非課税。

## 東日本大震災で被害を受けられた人へ 税金関係のお知らせ

大震災により被害を受けられた人は、所得税の軽減・免除を受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付などの特例があります。詳しくは、春日部税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

なお、これらの手続きをする際、市で発行する「り災証明書」が必要となる場合があります。

春日部税務署 ☎048(733)2111(代)

※自動音声の案内後、番号「0」を選択してください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

※「り災証明書」については、くらし安全課☎(43)

1111内線173、174まで

## 公的年金からの特別徴収(天引き)制度の概要

### ▼対象になる人

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある人。

※ただし、つぎの人は対象となりません。

①介護保険料が年金から引き落としされていない人

②特別徴収さ

れる住民税額が老齢基礎年金などの額を超える人

### ▼制度の対象となる初年度は

|      | 納付書で納める(普通徴収)   | 年金から天引き(特別徴収※)          |
|------|-----------------|-------------------------|
| 月    | 6月 8月           | 10月 12月 2月              |
| 税 額  | 15,000円 15,000円 | 10,000円 10,000円 10,000円 |
| 算出方法 | 1/4 1/4         | 1/6 1/6 1/6             |

※6月・8月は、年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納付。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつ特別徴収。

### ▼2年目以降は

|                         | (仮徴収)                   | 年金から天引き(特別徴収) |
|-------------------------|-------------------------|---------------|
| 4月 6月 8月                | 10月 12月 2月              |               |
| 10,000円 10,000円 10,000円 | 10,000円 10,000円 10,000円 |               |
| 前年度2月と同額                | 年税額の残りの1/3ずつ            |               |

※表：住民税の年税額が6万円(収入が公的年金のみ)の場合

※4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を特別徴収(仮)し、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの残額を特別徴収します。